

救討ニノ

71.7.16 No. 6

全港連建設部同成分会
救援対策 TEL 581-0676

釜ヶ崎着別裁判部判決である

7月15日大阪地裁において5月6日から続いた抗議行動の被告に対する裁判部判決が出ました。

この日判決がでたのはKさんで求刑6月・判決は懲役4月・未決45日、不幸にしてKさんは執行ユウウ中の身であったために実刑ではなかったものです。しかし釜ヶ崎の現実をどうにかしに行なわれた裁判は何の意味も残さない。

昨日の判決の主文で裁判長は、「被告の社会に対する不満はわかるが、それを暴力ではりそうとするのはよくない」と言った。又「特に投石はよくない」とも言った。だが大の男がたかたか石ころ一つで投げなればおさまらないという気持ちにさせる本当の原因は36年以來少しも解決されていかない。検察官や裁判官もただの3日でもいいからドヤに泊り朝早く起きて現場に行ってみたらいいのだ。そうすれば釜ヶ崎の労働者の苦しみもアッという間にわかるだろう。

なを、今回の抗議行動の被告にたいする求刑の相場は、石一つ投げた者に対しては懲役6ヶ月、2つ投げた者に対しては懲役8ヶ月、当然のことながら、警察官の暴行に対しては一切裁かれぬ。釜ヶ崎の者の為の法律は通用しない街なのだから……。

公判日程

7月17日	Tさん Kさん 判決	午前11時大阪地裁
18日	Kさん 判決	11時20分大阪地裁
19日	Nさん Sさん Hさん 判決	時間はおろそかです。
20日	Mさん 公判	

敬言 察示の弾圧に備えて

★警官に同行を求められたときは、任意同行か、逮捕か、はっきりさせ、任意同行の場合は行く必要はありません。逮捕の場合は逮捕令状を確認すること。私服の場合は念のため警察手帳を確認する。

★現行犯逮捕されたときパワツた警官と一諸に写真をとりませ、そのとき警察官の名前をおぼえておく。逮捕されるさい、もし暴行をうけたなら、この時警官の名前がわかります。

★パワツたら必ず何もしやべらないこと。まず救済センターに電話372-0779し、弁護士にきてもらう。又は組合まで電話する。

★仮に調書をとられてもセムタイに指印はおささないこと、これは法律で認められている権利です。無理におさせられたら、調書にかいてある取り調べ官の名前をおぼえておくこと。

★警官は自白させるためにウリをいうことがあります。例えば、石一つぐらい投げたといつても、どうしてことないやないか、認めたら二日で出してやる、というふうに。しかし、自白したことは物的証拠がないときなど特に唯一の証拠となります。

★警察が留置できる時間は四八時間、検事が二四時間でその後拘留請求があり、さらに拘留して取り調べるかどうか裁判官が調べます。

この時、住所不定、逃亡の恐れがある場合は拘留されますから、弁護士士の接見の時に、よく相談し、直行で行くときはオヤジに見え引き受け人になってもらうか、又は家族、親せきに頼む、同じドヤに長く住んでいる時は帳場に証明をしてもらう。以下約です。